

(1) 特定地域医療提供機関 (B水準)

番号	申請者			指定にかかる業務の内容						指定要件 ※			医療機関勤務環境評価センターの評価結果		番号	
	医療機関名	医療機関所在地	開設者	指定に係る業務	指定に係る業務が「救急医療」の場合	指定にかかる業務が「救急医療で二次救急医療機関」の場合			指定にかかる業務が「救急医療で二次救急医療機関」「地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療」の場合	診療科	(1)労働時間短縮計画が一定の要件を満たしていること	(2)追加的健康確保措置の実施体制	(3)労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないこと	全体評価		都による支援の方針
1	公立昭和病院	東京都小平市花小金井八丁目1番1号	昭和病院企業団	救急医療	三次救急医療機関	—	—	—	—	救急科、脳神経外科				医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる	—	1
2	町田市民病院	東京都町田市旭町2-15-41	町田市	救急医療	二次救急医療機関	2,301	1,497	脳卒中、心血管疾患、糖尿病、救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療	脳卒中急性期医療機関、東京都CCUネットワーク医療機関、糖尿病地域連携登録医療機関、東京都指定二次救急医療機関、災害拠点病院、地域周産期母子医療センター、休日・全夜間診療事業（小児科）参画医療機関	外科、形成外科、呼吸器内科、循環器内科、小児科、消化器内科、心臓血管外科、整形外科、糖尿病・内分泌科、脳神経外科、リウマチ科、泌尿器科、放射線科、麻酔科						2
3	医療法人社団明芳会 イムス葛飾ハートセンター	東京都葛飾区堀切三丁目30番1号	医療法人社団明芳会		—	—	—	—	東京都CCUネットワーク参画医療機関、東京都指定二次救急医療機関、東京都災害拠点連携病院	循環器内科、心臓血管外科	○	○	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮案から今後の取組の改善が見込まれる	医療勤務環境改善支援センターを通じ必要な支援を行うとともに、地域医療提供体制の状況を踏まえながら、毎年、取組や労働時間の短縮の状況を確認していく	3
4	社会福祉法人仁生社 江戸川病院	東京都江戸川区東小岩2-24-18	社会福祉法人仁生社	救急医療	二次救急医療機関	5,738	1,688	がん、脳卒中、心血管疾患、救急医療、災害医療	東京都がん診療連携協力病院、東京都脳卒中急性期医療機関、東京都CCUネットワーク参画医療機関、東京都指定二次救急医療機関、東京都災害拠点病院	外科、血液外科、整形外科、泌尿器科、循環器内科、救急センター、スポーツ医学科、乳腺外科						4
5	東京山手メディカルセンター	東京都新宿区百人町3丁目2番1号	独立行政法人 地域医療機能推進機構	救急医療	二次救急医療機関	3,814	1,060	がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、救急医療、災害医療	東京都がん診療連携協力病院、東京都脳卒中急性期医療機関、東京都CCUネットワーク参画医療機関、糖尿病地域連携登録医療機関、東京都指定二次救急医療機関、災害拠点病院	循環器内科						5

※ 東京都特定労務管理対象機関指定要綱 第4 指定要件
 (1) 提出された業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。
 (2) 法第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。
 (3) 労働に関する法律の規定によって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと。

令和5年度第2回特定労務管理対象機関の指定について

(2) 技能向上集中研修機関 (C-1水準)

番号	申請者			指定に係る業務の内容		指定要件 ※			医療機関勤務環境評価センターの評価結果		番号
	医療機関名	医療機関所在地	開設者	指定に係る業務	C-1水準の指定に係るプログラム	(1)労働時間短縮計画案が一定の要件を満たしていること	(2)追加的健康確保措置の実施体制	(3)労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないこと	全体評価	都による支援の方針	
1	公立昭和病院	東京都小平市花小金井八丁目1番1号	昭和病院企業団	臨床研修・専門研修医の研修のため	公立昭和病院初期臨床研修医プログラム 公立昭和病院救急科専門研修プログラム 公立昭和病院外科専門研修プログラム				医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる	—	1
2	町田市民病院	東京都町田市旭町2-15-41	町田市	専門研修医の研修のため	町田市民病院内科専門研修プログラムA	○	○	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮案から今後の取組の改善が見込まれる	医療勤務環境改善支援センターを通じ必要な支援を行うとともに、地域医療提供体制の状況を踏まえながら、毎年、取組や労働時間の短縮の状況を確認していく	2
3	医療法人社団明芳会 イムス葛飾ハートセンター	東京都葛飾区堀切三丁目30番1号	医療法人社団明芳会	専門研修医の研修のため	板橋中央総合病院外科専門研修プログラム 新松戸中央総合病院外科専門研修プログラム						3
4	社会福祉法人仁生社 江戸川病院	東京都江戸川区東小岩2-24-18	社会福祉法人仁生社	臨床研修医の研修のため	江戸川病院臨床研修I群						4

※ 東京都特定労務管理対象機関指定要綱 第4 指定要件
 (1)提出された業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。
 (2)法第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。
 (3)労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと。